

3 介護サービス見込み量確保のための方策

(1) 居宅サービスの確保策

居宅サービスについては、サービスの提供が適切な配置となるよう県からの情報提供や意見交換する中で、今後も、必要なサービス量の確保に努めます。

介護予防サービスについては、今後も需要量が増えることが予測されるため、従来のサービス提供事業者の事業拡大やサービスの多様化などにより、必要なサービスの確保に努めます。

(2) 施設整備の確保策

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の施設です。入所希望者の状況や市民のニーズ等を踏まえて整備を検討します。

介護老人保健施設は、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加が見込まれるため、県と連携しながら広域的な考えで整備を検討します。

① 施設サービスの確保策

在宅での介護が困難な方の要望に応えるため、これまでも介護老人福祉施設の整備を計画的に進めてきました。しかし、介護老人福祉施設の入所を希望する待機者が今現在いることから、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により計画的に整備を行います。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	10床
---------------------	-----

② 地域密着型サービスの確保策

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、身近な生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を図っていますが、よりきめ細かくニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスと認知症対応型共同生活介護（令和2年度末で186床）を整備します。

(3) 地域支援事業の確保策

介護予防事業については、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業の予想される財源の確保と適切なサービス提供に努めます。